

議案第 13 号

昭島市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害  
補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和 7年 8月 7日

提出者 昭島市教育委員会  
教育長 山下秀男

昭島市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害  
補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

昭島市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則（平成14年昭島市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第1号を削り、同項第2号中「300円」を「434円」に改め、同号を同項第1号とし、同項第3号中「特定経験年数学校医等」を「経験年数が十年以上十六年未満の学校医及び学校歯科医（以下「特定経験年数学校医等」という。）」に改め、同号を同項第2号とし、同項中第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、同条第3項中「（以下この項において「特定期間」という。）」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改める。

## 第5号様式中

「

配偶者 <sup>+</sup>	円 <sup>+</sup>	人 <sup>+</sup> 1 <sup>+</sup>	円 <sup>+</sup>
特定経験年数学校医等の配偶者 <sup>+</sup>	<sup>+</sup>		<sup>+</sup>
子 <sup>+</sup>	<sup>+</sup>	<sup>+</sup>	<sup>+</sup>
特定期間にある子 <sup>+</sup>	<sup>+</sup>	<sup>+</sup>	<sup>+</sup>
その他の扶養親族 <sup>+</sup>	<sup>+</sup>	<sup>+</sup>	<sup>+</sup>
特定経験年数学校医等のその他の扶養親族 <sup>+</sup>	<sup>+</sup>	<sup>+</sup>	<sup>+</sup>

」を

「

子 <sup>+</sup>	円 <sup>+</sup>	人 <sup>+</sup> <sup>+</sup>	円 <sup>+</sup>
15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子 <sup>+</sup>	<sup>+</sup>	<sup>+</sup>	<sup>+</sup>
その他の扶養親族 <sup>+</sup>	<sup>+</sup>	<sup>+</sup>	<sup>+</sup>
特定経験年数学校医等のその他の扶養親族 <sup>+</sup>	<sup>+</sup>	<sup>+</sup>	<sup>+</sup>

」に改める。

## 附 則

### (施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

#### (経過措置)

2 改正後の昭島市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償並びに同日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で同日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、同日前に支給すべき事由が生じたその他の公務災害補償の補償基礎額については、なお従前の例による。

### (提案理由)

都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条

例の一部を改正する条例（令和7年東京都条例第106号）と都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害保障に関する条例施行規則の一部を改正する規則（令和7年東京都教育委員会規則第37号）の施行に伴い、昭島市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改定する必要がある。

## 昭島市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則新旧対照表

下線は、改正部分を示す。

新	旧
<p>第3条 第2項</p> <p><u>(1)</u> 削る</p> <p><u>(1)</u> 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子 434円  <u>(2)</u> 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫 200円  <u>(経験年数が十年以上十六年未満の学校医及び学校歯科医（以下「特定経験年数学校医等」という。）の扶養親族たる孫 100円）</u>  <u>(3)</u> 60歳以上の父母及び祖父母 200円（特定経験年数学校医等の扶養親族たる父母及び祖父母 100円）  <u>(4)</u> 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹 200円（特定経験年数学校医等の扶養親族たる弟妹 100円）  <u>(5)</u> 重度心身障害者 200円（特定経験年数学校医等の扶養親族たる重度心身障害者 100円）</p>	<p>第3条 第2項</p> <p><u>(1)</u> 配偶者（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）200円（経験年数が10年以上16年未満の学校医及び学校歯科医（以下「特定経験年数学校医等」という。）の扶養親族たる配偶者 100円）  <u>(2)</u> 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子 300円  <u>(3)</u> 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫 200円（特定経験年数学校医等の扶養親族たる孫 100円）  <u>(4)</u> 60歳以上の父母及び祖父母 200円（特定経験年数学校医等の扶養親族たる父母及び祖父母 100円）  <u>(5)</u> 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹 200円（特定経験年数学校医等の扶養親族たる弟妹 100円）  <u>(6)</u> 重度心身障害者 200円（特定経験年数学校医等の扶養親族たる重度心身障害者 100円）</p>

新	旧
<p>第3条 第3項</p> <p>扶養親族たる子のうちに15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合は、前項の規定にかかわらず、134円に<u>当該期間</u>にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による金額に加算して得た額をもつて補償基礎額とする。</p>	<p>第3条 第3項</p> <p>扶養親族たる子のうちに15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間 <u>(以下この項において「特定期間」という。)</u> にある子がいる場合は、前項の規定にかかわらず、134円に<u>特定期間</u>にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による金額に加算して得た額をもつて補償基礎額とする。</p>

新

## 第5号様式（第8条関係）

公務災害休業補償請求書（第 回）				* 支給年月日	* 決定年月日	* 受理年月日			
公傷認定番号	傷病者姓氏名	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日			
第号	年月日生（歳）	負傷・発症							
療養のため休業した期間				扶養親族加算額の内訳					
年月日から年月日まで				扶養親族	金額	金額	人數	合計金額	
所長の證明 補償基礎額	条例施行規則第3条第1項の補償基礎額		(A)	子	円	△	円		
	(B)		15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子。	円					
	条例施行規則第3条第2項及び第3項の扶養親族加算		(C)	その他の扶養親族	円				
	合 計 (A)+(B)		円	特定医療年金学校医等の他の扶養親族	円				
上記のことは事実と相違ないことを証明します。 年月日									
所長印									
傷病名		傷病の部位							
傷病の経過		年月日 治癒・死亡・転医・中止・継続中							
療養のため勤務することができなかったと認められる期間		年月日から	最終の実診療	年月日	年月日	年月日まで	年月日	年月日	
上記のことは事実と相違ないことを証明します。 年月日									
病院（診療所）の所在地 名称及び医師名 印									
厚生年金保険法等の適用		の被保険者である。 被保険者ではない。							
休業補償請求額の計算		被保険者証書 所轄年金の番号 事務所名等 被保険者ではない。							
休業補償請求額		被保険者の被保険者である。 被保険者ではない。							
通常の場合		休業期間(D) 請求額 円×60／100× 日= 円							
令第5条又は令附則第3条の規定により支給額が制限され、又は調整される場合									
休業補償請求額		休業期間(D) 請求額 円×60／100× 日= 円							
上記の休業補償を請求します。 年月日									
住所 氏名									
昭島市教育委員会 御申込									
備考 1 写しとも2部提出すること。 ※の欄には記入しないこと。									
事務担当者		係名	氏名	電話					

旧

## 第5号様式（第8条関係）

公務災害休業補償請求書（第 回）				* 支給年月日	* 決定年月日	* 受理年月日			
公傷認定番号	傷病者姓氏名	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日			
第号	年月日生（歳）	負傷・発症							
療養のため休業した期間				扶養親族加算額の内訳					
年月日から年月日まで				扶養親族	金額	金額	人數	合計金額	
所長の證明 補償基礎額	条例施行規則第3条第1項の補償基礎額		(A)	配偶者	円	人	円		
	(B)		特定経験年数学校医等の配偶者	円					
	条例施行規則第3条第2項及び第3項の扶養親族加算		(C)	子	円	人	円		
	合 計 (A)+(B)		円	特定期間にある子	円	人	円		
上記のことは事実と相違ないことを証明します。 年月日									
所長印									
傷病名		傷病の部位							
傷病の経過		年月日 治癒・死亡・転医・中止・継続中							
療養のため勤務することができなかったと認められる期間		年月日から	最終の実診療	年月日	年月日	年月日まで	年月日	年月日	
上記のことは事実と相違ないことを証明します。 年月日									
病院（診療所）の所在地 名称及び医師名 印									
厚生年金保険法等の適用		被保険者証書 所轄年金の番号 事務所名等 被保険者ではない。							
休業補償請求額の計算		被保険者の被保険者である。 被保険者ではない。							
休業補償請求額		休業期間(D) 請求額 円×60／100× 日= 円							
通常の場合		休業期間(D) 請求額 円×60／100× 日= 円							
令第5条又は令附則第3条の規定により支給額が制限され、又は調整される場合									
休業補償請求額		休業期間(D) 請求額 円×60／100× 日= 円							
上記の休業補償を請求します。 年月日									
住所 氏名									
昭島市教育委員会 御申込									
備考 1 写しとも2部提出すること。 ※の欄には記入しないこと。									
事務担当者		係名	氏名	電話					